境事務所に限り、世界自然遺産調整専門官及び離島希少種保全専門官については関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、利用拠点再生専門官については北海道地方環境事務所に限り、滞在環境整備専門官及び地熱発電等調整専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、自然環境調整専門官については関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、近畿地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、首席自然保護官については東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限る。）。

第八条・第九条　（略）

（資源循環課の所掌事務）

第十条　資源循環課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十九　（略）

二十　安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及び温暖化対策推進法の施行に関すること（廃棄物処理業に係るものに限る。）。

二十一～三十七　（略）

第十一条～第十三条　（略）

（野生生物課の所掌事務）

第十四条　野生生物課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十　（略）

三十一　外来生物法第九条の三第一項に基づく措置命令に関すること。

三十二　外来生物法に基づく報告徴収及び立入検査に関すること。

三十三　特定外来生物の防除の実施及び当該防除に係る調査、市町村が行う特定外来生物の防除の確認並びに主務大臣等以外の者が行う特定外来生物の認定に関すること。

三十四　外来生物法に基づく輸入品等又は物品等の検査、集取、移動の制限及び禁止並びに消毒及び廃棄に関すること。

三十五　対処指針（外来生物法第二十四条の七第一項に規定する対処指針をいう。）に係る指導、助言、勧告、命令に関すること。

三十六　特定外来生物被害防止取締官（外来生物法第二十六条第二項に規定する特定外来生物被害防止取締官をいう。）の任命に関すること。

三十七　外来生物法第二十八条の二に基づく関係行政機関等への協力要請に関すること。

三十八　外来生物法施行令附則第二条第一項に規定する種に係る届出に関すること。

三十九～四十五　（略）

第十五条～第二十一条　（略）

（削る）

第二十二条～第三十四条　（略）

（自然環境調整専門官の職務）

第三十五条　自然環境調整専門官は、民間の取組等によって自然環境の保全が図られている区域等に関する特定事項の調整に関する専門の行政事務を行う。

自然遺産専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、外客受入施設専門官については中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産調整専門官及び離島希少種保全専門官については関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、利用拠点再生専門官については北海道地方環境事務所及び東北地方環境事務所に限り、滞在環境整備専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、地熱発電等調整専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、首席自然保護官については東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限る。）。

第八条・第九条　（略）

（資源循環課の所掌事務）

第十条　資源循環課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十九　（略）

二十　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及び温暖化対策推進法の施行に関すること（廃棄物処理業に係るものに限る。）。

二十一～三十七　（略）

第十一条～第十三条　（略）

（野生生物課の所掌事務）

第十四条　野生生物課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十　（略）

（新設）

三十一　外来生物法第十条第一項及び第二項に基づく報告徴収及び立入検査に関すること。

三十二　特定外来生物の防除の実施及び当該防除に係る調査並びに主務大臣等以外の者が行う特定外来生物の防除の確認及び認定に関すること。

三十三　外来生物法第二十四条の二第一項及び第二項に基づく輸入品等の検査及び集取並びに消毒及び廃棄に関すること。

（新設）

（新設）

（新設）

三十四～四十　（略）

第十五条～第二十一条　（略）

（動物愛護専門官の職務）

第二十二条　動物愛護専門官は、人の飼養に係る動物の愛護に関する専門の行政事務を行う。

第二十三条～第三十五条　（略）

（新設）